

●低公害車の導入に対する補助制度（平成23年度）

（１）先進的次世代車普及促進事業	
目的	本格的な普及に至っていない先進的な次世代車（ハイブリッドオフロード車、燃料電池自動車等）を対象に、導入に係る事業費の一部を支援することで、所期の導入を促進し、本格的な普及につなげることにより、大気汚染の改善及び効果的な二酸化炭素削減を図る。
対象者	地方公共団体、地方公共団体が出資して設立された団体（出資比率50%以上）及び民間団体（ハイブリッドオフロード車を導入する事業については民間企業のみ）
補助対象	(1) ハイブリッドオフロード車の導入（購入及びリース） (2) 燃料電池自動車又は水素自動車の導入（平成22年度からの継続事業に限る。）
補助率	(1) 通常車両との価格差の1/2 (2) 導入費用の1/2
問合せ先	環境省 水・大気環境局 自動車環境対策課 電話：03-3581-3351(内線6577)

（２）電動式塵芥収集車導入補助事業	
目的	電動式塵芥収集車（積込排出機構を電動化した塵芥車。電動化と併せて車体をハイブリッド化又はCNG化する場合を含む。）を導入する際に導入費用の一部を支援することにより、一層の二酸化炭素及び大気汚染物質排出量の削減を図る。
対象者	地方公共団体、地方公共団体が出資して設立された団体（出資比率50%以上）及び民間団体
補助対象	電動式塵芥収集車の導入（購入（改造を含む。）に限る。）
補助率	通常車両との差額の1/2
問合せ先	環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課 電話：03-3581-3351(内線6848)

（３）低公害車普及促進対策費補助	
目的	自動車分野における地球温暖化対策及び大気汚染対策を推進する上で、自動車運送事業者の環境対策の推進を図ることが重要であることから、自動車運送事業者の次世代自動車（電気自動車、CNG自動車、ハイブリッド自動車）の導入を支援する。
対象者	トラック・バス・タクシー事業者
補助対象	(1) CNGトラック・バス、ハイブリッドトラック・バス・タクシー（※）、又は電気自動車トラック・バス・タクシーの導入 ※軽油を用いる車両総重量3.5トン超の車両にあつては、新長期基準よりNOx10%・PM50%低減した車両に限る。 (2) 使用過程車のCNG車又は電気自動車への改造
補助率	(1) 車両本体価格の1/4以内又は通常車両価格との差額の1/3以内（※） ※小規模事業者や電気自動車については通常車両価格との差額の1/2以内 (2) 改造費用の1/3以内
問合せ先	国土交通省 自動車局 バス車両の導入：環境政策課 電話：03-5253-8111 (ex.42533) トラック車両の導入：貨物課 電話：03-5253-8111 (ex.41322) タクシー車両の導入：旅客課 電話：03-5253-8111 (ex.41242)

（４）クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助	
目的	クリーンエネルギー自動車等の普及を促進し、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制や石油依存度の低減を図る。
対象者	民間事業者等
補助対象	(1) クリーンエネルギー自動車（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車）の導入 (2) 燃料等供給設備の設置（急速充電設備、普通充電設備、天然ガス・LPガス燃料供給設備）
補助率	(1) 通常車両との差額の1/2以内 (2) 燃料等供給施設の設置 － 急速充電設備、普通充電設備：本体価格の1/2以内 － 天然ガス燃料供給設備（標準型、物流拠点型）：設置費の1/2以内 － LPガス燃料供給設備：設置費の1/2以内

問合せ先	クリーンエネルギー自動車、急速充電設備、普通充電設備の導入 一般社団法人次世代自動車振興センター	電話：03-3503-3782
	天然ガス燃料供給設備の導入 一般社団法人都市ガス振興センター	電話：03-3502-5590
	LPガス燃料供給設備の導入 日本LPガス協会	電話：03-3503-5741